長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

会計年度任用職員制度の導入及び県費負担教職員に係る公務・通勤災害の 補償事務の事務処理権限を教育事務所長の専決事項等にする所要の改正を行 う。

2 改正の概要

- (1) 課長及び所の長の専決事項に会計年度任用職員の採用等を加える。(知 事部局と同様の扱い)
- (2) 義務教育課で実施している公務・通勤災害の補償事務について、教育事務所長の専決事項とし、任命権者の意見を付して、地方公務員災害補償基金長野県支部へ進達できるようにする。

3 施行期日

令和2年4月1日

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則(昭和 46 年長野県教育委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2の(1)中「臨時的任用並びに」を「臨時的任用、」に、「の職員(」を「並びに任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第3条の規定による任期付採用及び同条例第4条の規定による短時間勤務の職員(」に、「非常勤職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(別表第4の(1)のオ及び別表第5の1の(1)のオを除き、以下「会計年度任用職員」という。)」に改め、同(2)中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

別表第4の(3)を同(5)とし、同(2)中「免除」の次に「(会計年度任用職員に係るものを除く。)」を加え、同(2)を同(3)とし、同(3)の次に次の事項を加える。

(4) 職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項各号のいずれかに該当する場合における職務に専念する義務の免除(会計年度任用職員に係るものに限る。)に関すること。

別表第4の(1)を同(2)とし、同(2)の前に次の事項を加える。

- (1) 地方公務員法の規定に基づく次の事項に関すること。
 - ア 第22条の2第1項の規定による採用
 - イ 第22条の2第2項の規定による任期の設定
 - ウ 第22条の2第3項の規定による任期の明示
 - エ 第22条の2第4項の規定による任期の更新
 - オ 第38条第1項の規定による許可(第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係るものに限る。)

別表第5の1の(3)を同(4)とし、同(2)を同(3)とし、同(1)のウ中「免除」の次に「(会計年度任用職員に係るものを除く。)」を加え、同コを同サとし、同エからケまでを同才からコまでとし、同ウの次に次のように加える。

エ 職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項各号のいずれかに該当する場合における職務に専念する義務の免除(会計年度任用職員に係るものに限る。)に関すること。 別表第5の1の(1)を同(2)とし、同(2)の前に次の事項を加える。

- (1) 会計年度任用職員に関する事項
 - 地方公務員法の規定に基づく次の事項
 - ア 第22条の2第1項の規定による採用
 - イ 第22条の2第2項の規定による任期の設定
 - ウ 第22条の2第3項の規定による任期の明示
 - エ 第22条の2第4項の規定による任期の更新
 - オ 第38条第1項の規定による許可(第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係るものに限る。)

別表第5の2の(7)中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同(7)を同(8)とし、同(6)の次に次の事項を加える。

(7) 県費負担教職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関すること。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

改正案

(専決事項)

- る。
- 2 本庁の課又は室の長(以下「課長」という。)が専決する事項は、別表第 2 本庁の課又は室の長(以下「課長」という。)が専決する事項は、別表第 4に掲げる事項のほか、第4条第1項、前項及び第7条第1項に規定する事 項以外のものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、照会、回答等で内容の軽易なものは、課長があ 3 前項の規定にかかわらず、照会、回答等で内容の軽易なものは、課長があ らかじめ指定した職員に専決させることができる。
- 第7条 所の長が専決する事項は、別表第5に掲げるとおりとする。ただし、 第7条 所の長が専決する事項は、別表第5に掲げるとおりとする。ただし、 南信教育事務所飯田事務所に係る同表の1に掲げる事項は、南信教育事務所 総合教育センター所長が専決するものとする。
- 2 所の長は、その権限に属する事務の一部をあらかじめ教育長の承認を得て、2 所の長は、その権限に属する事務の一部をあらかじめ教育長の承認を得て、 当該機関の付置機関又は分掌組織の長に専決させることができる。

(別表第3) (第6条関係)

教育長又は教育次長が専決する事項

- 1 教育長が専決する事項 略
- 2 教育次長が専決する事項
- (1) 事務局等職員(課長級以上の職員、臨時的任用、地方公務員の育児 休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の 規定による任期付採用及び同法第18条第1項の規定による短時間勤 務並びに任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第 31号) 第3条の規定による任期付採用及び同条例第4条の規定によ る短時間勤務の職員(以下「臨時的任用職員等」という。)並びに 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する 会計年度任用職員(別表第4の(1)のオ及び別表第5の1の(1)のオ を除き、以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)の任免に 関すること。
- (2) 学校職員(校長及び課長級の職員、臨時的任用職員等並びに会計年 度任用職員を除く。) の任免に関すること。

(3)~(12) 略

(専決事項)

第6条 教育長又は教育次長が専決する事項は、別表第3に掲げるとおりとす 第6条 教育長又は教育次長が専決する事項は、別表第3に掲げるとおりとす

行

- 4に掲げる事項のほか、第4条第1項、前項及び第7条第1項に規定する事 項以外のものとする。
- らかじめ指定した職員に専決させることができる。
- 南信教育事務所飯田事務所に係る同表の1に掲げる事項は、南信教育事務所 長が、長野県生涯学習推進センターに係る同表の1に掲げる事項は、長野県 長が、長野県生涯学習推進センターに係る同表の1に掲げる事項は、長野県 総合教育センター所長が専決するものとする。
 - 当該機関の付置機関又は分掌組織の長に専決させることができる。

(別表第3) (第6条関係)

教育長又は教育次長が専決する事項

- 1 教育長が専決する事項 略
- 2 教育次長が専決する事項
- (1) 事務局等職員(課長級以上の職員、臨時的任用並びに地方公務員の 育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の 規定による任期付採用及び同法第18条第1項の規定による短時間勤務の 職員(以下「臨時的任用職員等」という。)並びに非常勤職員を除く。) の任免に関すること。

- (2) 学校職員(校長及び課長級の職員、臨時的任用職員等並びに非常勤 職員を除く。)の任免に関すること。
- (3)~(12) 略

改正案

(別表第4) (第6条関係)

課長(室の長を除く。)が専決する事項

- (1) 地方公務員法の規定に基づく次の事項に関すること。
 - ア 第22条の2第1項の規定による採用
 - イ 第22条の2第2項の規定による任期の設定
 - ウ 第22条の2第3項の規定による任期の明示
 - エ 第22条の2第4項の規定による任期の更新
 - オ 第38条第1項の規定による許可(第22条の2第1項に規定する会計年 度任用職員に係るものに限る。)
- (2) 所属職員の勤勉手当の決定に関すること。
- (3) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年長野県条例第3号) 第3条第1項第5号の規定に該当する場合における職務に専念する義務の 免除(会計年度任用職員に係るものを除く。)に関すること。
- (4) 職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項各号のいずれか (新設) に該当する場合における職務に専念する義務の免除(会計年度任用職員に 係るものに限る。) に関すること。
- (5) 1件5,000万円未満の教育財産の取得(十地に係るものに限る。)及び 処分の申出に関すること。
- (別表第5) (第7条関係)

所の長が専決する事項

- 1 所の長が共涌して専決する事項
 - (1) 会計年度任用職員に関する事項 地方公務員法の規定に基づく次の事項
 - ア 第22条の2第1項の規定による採用
 - イ 第22条の2第2項の規定による任期の設定
 - ウ 第22条の2第3項の規定による任期の明示
 - エ 第22条の2第4項の規定による任期の更新
 - オ 第38条第1項の規定による許可(第22条の2第1項に規定する会計 年度任用職員に係るものに限る。)
- (2) 職員の服務及び給与に関する次の事項

ア~イ 略

ウ 職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項第5号の規定

(別表第4) (第6条関係)

課長(室の長を除く。)が専決する事項

(新設)

- (1) 所属職員の勤勉手当の決定に関すること。
- (2) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年長野県条例第3号) 第3条第1項第5号の規定に該当する場合における職務に専念する義務の 免除に関すること。

(3) 1件5,000万円未満の教育財産の取得(土地に係るものに限る。)及び 処分の申出に関すること。

(別表第5) (第7条関係)

所の長が専決する事項

1 所の長が共通して専決する事項

(新設)

(1) 職員の服務及び給与に関する次の事項 ア~イ 略

ウ 職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項第5号の規定

に該当する場合における職務に専念する義務の免除	(会計年度任用職
員に係るものを除く。) に関すること。	

工 職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項各号のいずれ かに該当する場合における職務に専念する義務の免除(会計年度任用 職員に係るものに限る。)に関すること。

改正案

- オ 職員の出張に関すること。
- <u>カ</u> 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替えに関すること。
- キ 職員の超勤代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。
- ク 職員の時間外勤務に関すること。
- ケ 職員の育児短時間勤務に関すること。
- <u>コ</u> 職員の年次休暇、療養休暇(引き続き30日を超えるものを除く。)、 特別休暇、育児休業及び部分休業に関すること。
- サ その他軽易なこと。
- (3) 公文書の公開に関する事項 略
- (4) 個人情報の保護に関する事項 略
- 2 教育事務所長が専決する事項
- $(1)\sim(6)$ 略
- (7) <u>県費負担教職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償</u> に関すること。
- (8) 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の非常 勤講師として派遣する会計年度任用職員の任免に関すること。

現行

に該当する場合における職務に専念する義務の免除に関すること。

(新設)

- エ 職員の出張に関すること。
- <u>オ</u> 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替えに関すること。
- カ 職員の超勤代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。
- <u>キ</u> 職員の時間外勤務に関すること。
- ク 職員の育児短時間勤務に関すること。
- <u>ケ</u> 職員の年次休暇、療養休暇(引き続き30日を超えるものを除く。) 特別休暇、育児休業及び部分休業に関すること。
- コ その他軽易なこと。
- (2) 公文書の公開に関する事項 略
- (3) 個人情報の保護に関する事項 略
- 2 教育事務所長が専決する事項
- $(1)\sim(6)$ 略

(新設)

(7) 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の非常 勤講師として派遣する非常勤職員の任免に関すること。